

さいたま市水道局告示第67号

さいたま市スマート水道メーター試行導入等推進プラン作成及び運営支援業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和8年5月18日

さいたま市水道事業管理者 小島 豪彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

さいたま市スマート水道メーター試行導入等推進プラン作成及び運営支援業務

(2) 履行場所

さいたま市浦和区常盤6-14-16 外

(3) 業務概要

入札説明書及び仕様書のとおり

(4) 履行期間

契約締結の日から令和11年3月26日まで

2 参加形態

単体企業

3 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 本入札の告示日において、令和7・8年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品等）（以下「名簿」という。）の業種区分「催物、映画、広告、その他の業務」、営業品目「その他の業務」内の小分類「集計・調査、企画研究、計画策定業務」で掲載されている者であること。

- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

- (3) 本入札の告示日から開札日までの間に、さいたま市水道局物品購入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市水道局設定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

- (4) 本入札の告示日において、令和3年度以降、国又は地方公共団体等を相手方として、次に掲げるいずれかの業務について契約を締結し、以降に履行を誠実に完了した実績を有している者であること。

ア 水道事業に係るスマート水道メーター導入検討のための可能性調査、計画策定又は計画実施進行管理等の支援業務

イ 水道事業の業務効率化又はお客様サービス向上に係る可能性調査、計画策定、調達等の支援業務

- (5) 開札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。
- (6) 開札日において、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

4 入札手続の方法

本入札は、さいたま市物品調達等電子入札運用基準（令和7年さいたま市制定）に基づき、入札手続を埼玉県電子入札共同システム（以下「電子入札システム」という。）により行う。電子入札システムで利用可能な電子証明書（ICカード）を取得し、電子入札システムの利用者登録が完了している者は、電子入札システムにより入札参加を行うこと。

5 入札説明書等の交付

さいたま市ホームページ及び埼玉県入札情報公開システム（以下「情報公開システム」という。）に掲載する。

<https://www.city.saitama.lg.jp/001/006/002/050/001/002/072/p126986.html>

(1) 交付期間

告示の日から令和8年5月28日（木）まで

(2) 交付費用

無償

6 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登録されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争参加資格確認申請書（電子入札システムを利用する場合）

イ 競争入札参加申込兼資格確認申請書（電子入札システムが利用できない場合）

ウ 3(4)の条件について証明する契約書の写し及び検査結果通知書等の写し

(2) 提出方法

原則として、電子入札システムにより、提出すること。その場合、6(1)アを電子入札システムにより提出するとともに、6(1)ウを郵送、持参又は電子メールにより提出すること。

なお、電子入札システムを利用できない場合は、「紙入札参加承認申請書」とともに6(1)イ及びウを郵送、持参又は電子メールにより提出すること。

(3) 受付期間

令和8年5月18日（月）午前9時から令和8年5月28日（木）午後4時まで（持参の場合は、さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで）

(4) 郵送、持参又は電子メールによる受付場所

〒330-8532 さいたま市浦和区常盤6-14-16 さいたま市水道局業務部管財課
契約係

電話 048(714)3080 FAX 048(832)3336

電子メール keiyaku-suido-kanzai@city.saitama.lg.jp

7 競争入札参加資格の結果通知

確認審査終了後、競争入札参加資格の結果は、電子入札システムにより交付するものとする。なお、電子入札システムにより通知できない者については、次のとおり交付するものとする。

(1) 交付場所

〒330-8532 さいたま市浦和区常盤6-14-16 さいたま市水道局業務部管財課
契約係

電話 048(714)3080 FAX 048(832)3336

(2) 交付日時

令和8年6月4日(木) 午前9時から午後4時まで

(3) その他

郵送にて交付を希望する者については、6の書類提出時において返信用封筒(角形2号封筒又はこれに類する寸法のもの)に180円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

8 仕様書等に関する質問及び回答

仕様書等に関して質問がある場合は、さいたま市ホームページ(5に同じ)又は情報公開システムから質問書をダウンロードし、次のとおり提出すること。

(1) 提出方法

原則として電子入札システムにより行うこと。電子入札システムを利用できない場合は、質問書を持参、郵送又は電子メールにより提出すること。

(2) 受付期間

6(3)に同じ

(3) 電子入札システム以外の提出先

6(4)に同じ

(4) 回答方法

仕様書等に関する質問及び回答は、令和8年6月4日(木)までに電子入札システムにおいて行う。電子入札システムを利用できない場合は、電子メール又は文書にて回答する。

9 入札手続等

(1) 入札方法

ア 原則として電子入札システムにより行うこと。なお、入札に参加を希望する者が電子入札システムにより入札参加を行うことができない場合は、郵送(一般書留又は簡易書留等)による紙での入札を受け付ける。

イ 提出期間は、令和8年6月5日(金)午前9時から令和8年6月15日(月)午後5時までとする。(郵送の場合は、提出期間内必着とする。)

ウ 総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

エ 内訳書については、落札者となった場合に提出を行うものとする。

(2) 郵送の場合の入札書の提出先

7(1)に同じ

(3) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和8年6月16日(火) 午前9時30分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-14-16 さいたま市水道局水道庁舎2階入札室

(4) 入札保証金

さいたま市水道局契約事務規程(平成13年さいたま市水道部企業管理規程第34号。以下「契約事務規程」という。)第22条第1項第3号の規定により免除とする。

(5) 最低制限価格

設定する。(最低制限価格を下回る入札をした者は、その業務の再度入札に参加できない。)

(6) スライド条項

履行期間が2年以上の案件については、複数年にわたる業務委託契約におけるスライド条項(賃金及び物価の変動に基づく契約金額の変更)を適用する契約とし、業務ごとに別に定める。

(7) 落札者の決定方法

契約事務規程第24条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低制限価格以上の価格をもって入札を行った者のうち最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) 入札の無効

ア 契約事務規程第27条に該当する入札は無効とする。

イ 9(1)、(2)及び入札説明書の規定に反して提出された入札書は、無効とする。

ウ 最低制限価格を下回る入札は無効とする。

(9) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-14-16 さいたま市水道局業務部管財課

電話 048(714)3080 FAX 048(832)3336

10 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、契約事務規程第6条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

11 入札参加資格の有無の再確認

入札参加資格がない旨の競争入札参加資格確認結果通知を受けた者は、令和8年6月8日(月)までにさいたま市水道局業務部管財課に入札参加資格の有無の再確認を求めることができる。

12 入札に関する注意事項

(1) 入札参加資格者の確認

入札参加資格がある旨の通知を受けた者であっても、入札時点において参加資格がない者は、

入札に参加できない。

(2) 入札回数等

ア 再度入札は、1回までとする。

イ 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することができない。

ウ 再度入札には、初度入札で無効とされた者は参加できない。

(3) 入札の辞退

入札参加資格がある旨の通知を受け取った後であっても、入札を辞退することができる。

(4) 独占禁止法関係法令の遵守

入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に違反する行為を行ってはならない。

(5) その他

ア 一度提出した入札書の書き換え、引き換え又は撤回することはできない。

イ 落札とすべき同額の入札をした者が2者以上いるときは、直ちに、電子くじにより落札者を決定する。

1.3 その他

(1) 提出された競争入札参加申込兼資格確認申請書等は、返却しない。

(2) 明らかに入札参加資格がないと認められる場合は、競争入札参加申込兼資格確認申請書等を受理しない。

(3) 入札参加者は、入札後、本告示、仕様書、履行場所等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(4) 本業務は債務負担行為該当案件である。

(5) 契約条項等は、さいたま市水道局業務部管財課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.lg.jp/001/006/002/050/001/004/index.html>